

新潟県  
指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画  
(ニホンジカ)

令和7年4月1日から  
令和8年3月31日まで

## 1 目的及び背景

新潟県におけるニホンジカの捕獲数は、平成 20 年度までは年間数頭であり、生息域も上越地域の一部に限定されていた。しかし、平成 21 年度から捕獲数が徐々に増加し始め、令和 2 年度には 1,192 頭と急増したが、その後は減少傾向にあり、令和 5 年度は 439 頭であった。

階層ベイズ法による個体数推定の結果、平成 14 年度から令和元年度の期間中は単調に増加し、その後は減少傾向であることが推定されたが、現行の捕獲圧では個体数が増加し続けることが予測されている(令和 4 年度の中央値は 2,048 頭(95%信用区間:983~3,961 頭))。また近年、長野県や群馬県等の隣接県で、ニホンジカによる深刻な農林業被害が発生していることから、今後本県においても同様の被害が発生することが予測される。

平成 27 年度から令和 5 年度に狩猟者から収集した出猟カレンダーの分析結果から、糸魚川地域、中越地域の南部で捕獲効率及び目撃効率が高く、生息密度が高いと考えられる。また、令和 5 年 10 月に実施された糞塊密度調査によると、上越地域の中央部と中越地域の南部で糞塊密度が特に高いメッシュが存在した。2つの異なる調査がともに上越地域の中央部と中越地域の南部にて、生息密度が高いことを示した。こうした県内でも生息密度が高いと考えられる地域の中から、捕獲の実施地点を選定することが、県内の個体数削減への寄与が高く、費用対効果を高める上でも重要である。

このような現状から、現在のニホンジカの個体数増加に歯止めをかけ、分布域の拡大を縮小させるためには科学的、計画的な個体数管理を進めていく必要がある。当事業は特に捕獲効率等から生息密度が高いと推定される地域での効率的な捕獲を行い、ニホンジカに対する捕獲圧の強化を図ることを目的とする。

さらに、環境省が引き続き尾瀬地区(新潟県域)における捕獲を行い、さらなる捕獲圧の強化を図る。

## 2 対象鳥獣の種類

ニホンジカ (*Cervus nippon*)

## 3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

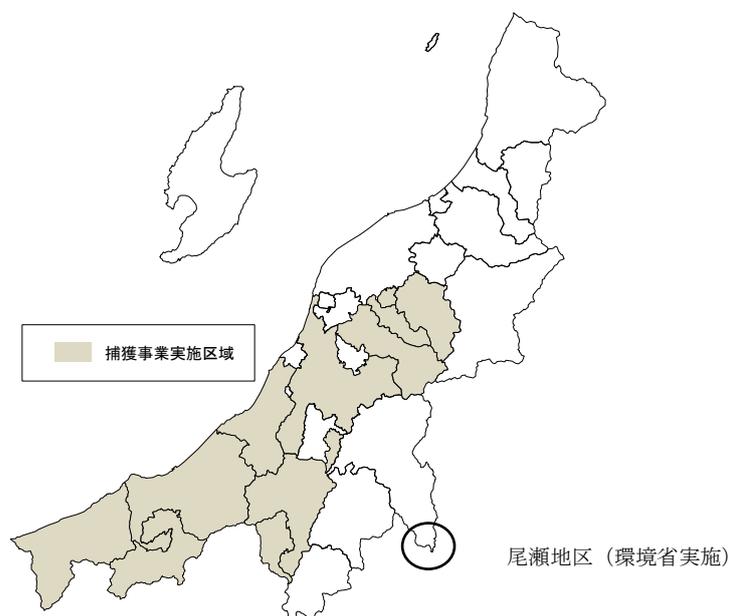
実施区域名	実施期間
上越地域 中越地域	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

#### 4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域（国立公園、国指定鳥獣保護区及び国有林野を除く）

実施区域名	住所等	選定理由	他法令等
上越地域	上越市 妙高市 糸魚川市	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内でもニホンジカの生息密度が高く、分布が拡大していると考えられる地域のため</li> <li>市の有害捕獲と当事業との棲み分けができるため</li> </ul>	
中越地域	長岡市 柏崎市 十日町市 津南町 三条市 加茂市 田上町		
下越地域	五泉市		
中越地域	魚沼市(※)		

※ 尾瀬地区は環境省が指定管理鳥獣捕獲等事業により捕獲

実施区域位置図



## 5 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

実施区域名	指定管理鳥獣捕獲等事業の目標
上越地域	30 頭（ニホンジカ捕獲事業）
中越地域	50 頭（市町村連携事業）
下越地域	20 頭（効果的捕獲促進事業）
	10 頭（環境省実施）

## 6 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容

### (1) 捕獲等の方法

#### ① 使用する猟法と規模

実施区域名	使用する猟法	捕獲等の規模
上越地域 中越地域 下越地域	銃猟及びわな猟 ※非鉛製銃弾の使用に努める	従事者 270 人程度 (必要に応じて調整する)
尾瀬地区	銃猟（忍び猟及び待機射撃） ・ライフル銃を主に使用 わな猟（くくりわな等） ○ライフル銃の使用が必要な理由 尾瀬ヶ原では見通しの良い平坦な地形が多く、ニホンジカに接近することが困難であることから、300 m 程度離れた遠距離から射撃可能なライフル銃の使用が必要な場合がある。また、尾瀬ヶ原では上述の理由により視認性が高く、安全確保の面においても、他の地域と比べライフルが運用しやすい地形であることから、安全に捕獲作業に取り組むことが可能である。	従事者 5 人程度 わな 50 基程度

#### ② 作業手順

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施にあたっては、以下の手順で進めるものとする。なお、委託で実施する部分については、仕様書等で詳細を定めるほか、受託した事業者（以下「受託者」）と協議の上決定する。

##### ア 業務計画の作成

受託者は、実施場所、事業管理責任者、現場代理人、捕獲従事者名簿、業務工程表、安全管理規定、緊急時の体制及び対応、その他必要な事項を定めた業務計画を作成し、県（以下「委託者」とする）へ提出するものとする。

##### イ 関係者等との調整

受託者は業務の実施にあたって、委託者及び関係市町村と連携協力して、関係者等（土地所有者、地域住民、狩猟者団体等）との調整を行い、合意形成を図るものとする。

#### ウ 捕獲等の実施

受託者はアで作成した業務計画に基づき、捕獲作業を実施するものとする。

#### エ 捕獲方法

##### 1) 銃猟

- ・現場代理人が捕獲従事者の人数や能力、捕獲作業を行う場所の環境などに基づき計画や方針を立て、従事者に対し役割分担や各自が守るべきことを明確にして、指示を行うものとする。
- ・猟銃を用いた巻狩り及び忍び猟は安全確保のため、主に積雪期に行うものとする。

#### オ 捕獲従事者証の携行

- ・捕獲従事者は捕獲従事者証を携行し、捕獲に従事するものとする。

#### カ 安全管理

##### 【安全管理一般】

- ・受託者は、業務計画に基づき捕獲従事者への安全教育・訓練を行い、安全管理規定を尊重し安全管理体制を構築するものとする。
- ・受託者は、交通の妨げとなるような行為、その他公衆に迷惑を及ぼす行為等のないように十分な注意を払うとともに、事故防止に最大限の注意を払うものとする。
- ・受託者は、事業実施に影響を及ぼす事故、人身事故又は第三者に対して損害を与える事故が発生した時は、業務計画の緊急時の体制及び対応に基づき応急処置を講じるとともに、直ちに事故発生の状況、原因、経過及び事故による被害内容などを委託者に報告するものとする。
- ・受託者は捕獲作業にあたって、関係機関（県、市町村、警察、消防、医療機関等）との連携体制について整備を行うものとする。

##### 【捕獲作業時の安全管理】

- ・現場代理人および従事者は作業前にミーティングを行い、作業手順や安全管理について確認を行う。

#### キ 捕獲した個体の回収・処分方法

- ・受託者は捕獲した個体を原則として全て回収し、法令に従って焼却処分又は埋設処分することとする。
- ・受託者は捕獲個体を食肉などで利活用する場合は、土地所有者とトラブルが無いよう事前に了承を得ることとする。
- ・受託者は捕獲個体を受託者以外に譲渡することができ、その場合は無償譲渡とし、特定の者のみへの譲渡とならないようホームページによる広報等、公平性が確保される措

置を講じることとする。

- ・環境省が指定管理鳥獣捕獲等事業により捕獲した尾瀬地区の個体に限って放置を可能とする。

#### ク 捕獲情報の確認及び収集

- ・現場代理人は、捕獲個体について、別に定める調査様式により捕獲日、捕獲地点、捕獲方法、オス・メス別、幼成獣別等を記録し、現地確認を行うものとする。
- ・現場代理人は、「指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業の実績確認に係るマニュアル（令和元年 10 月環境省）」に従い確認等を行うものとする。
- ・現場代理人は捕獲従事者からの報告を受け、直ちに事業管理責任者にその内容を報告するものとする。
- ・委託者は受託者から日時、場所、作業内容などを記載した作業日報を収集する。
- ・尾瀬地区に関しては、麻酔銃等を用いて生体捕獲した個体に GPS 発信器を装着し、周辺地域での効率的な捕獲をおこなうための季節移動経路を把握する。（最大 5 頭/年）

#### ケ 事業報告書の作成

業務終了後、受託者は業務計画書に沿って、捕獲情報（捕獲数（オス・メス別、幼成獣別等）、捕獲場所、捕獲作業の風景写真等）を整理し記録する。事業完了後は、事業報告書としてまとめ、委託者に提出するものとする。

#### コ 効果の検証等

委託者は当事業の事業報告書や作業日報の分析や評価を行う検討会を設けることとする。検討会では捕獲数や捕獲位置情報のほか、捕獲等の方法、費用などの結果から、目標の達成状況、第二種特定管理計画の目標に対する寄与の程度、指定管理鳥獣捕獲等事業の効果及び妥当性を検証し、次期指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の策定に向けて改善すべき事項の検討を行うものとする。

## 7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制

- ・事業主体 新潟県、環境省
- ・実施形態 委託
- ・委託先 認定鳥獣捕獲等事業者等

## 8 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項

### (1) 住民の安全の確保のために必要な事項

- ・受託者は地域住民や関係者に対し事業内容に関して十分な周知を図るものとする。
- ・受託者は県民などから捕獲に際し苦情を受けた場合には速やかに県に報告するものとする。

## (2) 指定区域の静穏の保持に必要な事項

社寺境内や墓地では、捕獲は行わない。

## 9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

### (1) 市町村との協議、調整

事業の受託者は、捕獲活動をする市町村と十分に協議、調整をした上で事業を実施することとする。

### (2) 事業において遵守しなければならない事項

- ・受託者は銃器の使用に当たって、銃砲刀剣類所持等取締法や火薬類取締法などの関係法令を遵守し適切に使用する。
- ・受託者は連絡用無線機やドッグマーカ一等の無線機器について電波法に定める技術基準に適合する「技適マーク」の付いた適切な機器を選定し、使用に当たっては電波法令を遵守し適切に使用する。
- ・受託者は捕獲個体の食肉利用に当たって、食品衛生法及び関連法令、野生鳥獣肉の衛生管理に関するガイドラインを遵守し適切に処理する。
- ・受託者は捕獲業務を行うに当たって届出や許認可が必要な区域で業務を行う場合、法令に従って事前に管轄機関に対し手続きを行う。

### (3) 事業において配慮すべき事項

捕獲した個体がやむを得ず回収できず、猛禽類等が採餌すること等により鉛中毒被害が生じることを防ぐため、可能な限り非鉛弾を使用するよう努めることとする。

### (4) 地域社会への配慮

実施区域、実施日時、実施方法等について、地域社会とのあつれきが生じないよう配慮することとする。鳥獣管理について広く周知を図り、捕獲等の必要性について理解が得られるよう努めるものとする。